

原議保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警察庁丁交企発第137号、丁運発第191号
令 和 7 年 5 月 2 8 日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局運転免許課長

外国人運転者に対する交通安全教育等の推進について（通達）

我が国の在留外国人数や訪日外国人旅行者数は過去最高を更新し、日本の運転免許を保有する外国人の数も令和6年末には約125万人と過去最高となっている。

このような中、外国人運転者による交通事故件数は、令和2年は5,441件であったものが、令和6年には7,286件と増加しているほか、外国人による無免許運転、飲酒運転、ひき逃げといった悪質な交通違反が伴う交通事故も増加している。

また、トラック、バス、タクシーといった自動車運送業分野が特定技能制度の対象とされたほか、育成就労制度の施行が令和9年6月までに予定されており、外国人労働者の受入れ増加に伴い、外国人運転者も更に増加していくことが見込まれ、外国人運転者に対する交通安全対策は喫緊の課題となっている。

このような情勢を踏まえて、各都道府県警察にあっては、下記の事項等に留意の上、関係機関・団体と連携し、事業者による交通安全教育の充実や運転免許証交付等の機会を活用した交通安全教育を進めるなど、外国人運転者への効果的な交通安全教育及び広報啓発の強化に努められたい。

記

1 外国人運転者に対する交通安全教育の推進

(1) 外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育の推進

外国人コミュニティや日本語学校等を把握し、関係機関や団体と連携し、当該外国人コミュニティ、日本語学校等における外国人運転者向けの交通安全教育を行うよう働き掛けること。

(2) 事業者や関係機関等による外国人運転者に対する交通安全教育の推進

特定技能制度の受入れ機関といった外国人を雇用する事業者や登録支援機関と連携し、これらの事業者や関係機関等による外国人運転者向けの交通安全教育を行うよう働き掛けること。

なお、外国人を雇用する安全運転管理者選任事業者に対しては、「運転者に対する安全運転指導」は安全運転管理者の業務であることを説明した上で、外国人運転者に対しても、交通事故、交通違反の防止に向けた安全運転指導を行うように働き掛けること。また、安全運転管理者を選任する基準に満たない事業者に対しても、雇用者等に対して同様な働き掛けを行うこと。

また、(1)及び本項の実施に当たっては、講師として警察官を派遣できること、及び交通安全教育教材の提供ができる旨を伝達し、外国人運転者向けの交通安全

教室等の開催を推進すること。

(3) 運転免許証交付等の機会を活用した交通安全教育の推進

外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除により運転免許を受けようとする者に対し、運転免許証の交付までの待ち時間等を活用し、啓発動画の視聴、リーフレットの確認等による交通安全教育を実施すること。

また、運転免許証の更新の機会を捉え、外国人向けの交通安全リーフレットを配布するとともに、各都道府県警察の実情に応じて、一定の規模の外国人を雇用する企業等に対する特定任意講習、外国人運転者を対象とした個別の会場での更新時講習等を行うなど、外国人運転者に対して効果的な交通安全教育を推進すること。

2 外国人運転者に対する広報啓発の推進

(1) 悪質性・危険性の高い交通違反に係る罰則等の周知

無免許運転、飲酒運転等は、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反であり、重い罰則や行政処分が科せられることについて罰則等を示して周知を図ること。

また、交通事故を起こした際には、負傷者を救護し、警察に届出を行う必要があり、これに違反した場合には、重い罰則や行政処分が科せられることについても併せて周知すること。

(2) 基本的な交通ルール及び道路標識の周知

○ 日本の道路は左側通行であるため

- ・ 右左折時において対向車線に入らないこと
- ・ 特に誤進入による高速道路上での逆走に注意すること

○ 一時停止標識は、国際連合道路標識では赤色八角形であるが、日本では赤色逆三角形であること

○ 赤信号（青色の矢印信号が出ている場合を除く。）では右左折はできないこと

等の基本的な交通ルールや海外と日本の信号機・道路標識の違いについて、周知を図ること。

(3) 外国人運転者向けの啓発動画やリーフレット等の作成・活用

気象条件や道路事情等の地域の実情に応じた外国人運転者向けの啓発動画やリーフレット等を作成し、都道府県警察ウェブサイトやSNSへの掲載のほか、1の交通安全教育の機会等の様々な場面で活用し、外国人運転者に対する広報啓発を推進すること。

なお、警察庁では外国人運転者向けにリーフレットや啓発動画（別紙参照）を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載しているので、適宜利用されたい。

(4) レンタカー事業者等と連携した広報啓発の推進

レンタカー事業者等と連携し、車両の貸渡し時に(3)で作成した啓発動画やリーフレットを活用し、訪日外国人による交通事故の特徴や自国の交通ルールとの相違点を中心とした日本の交通ルールの周知徹底に向けた広報啓発を推進すること。

3 推進上の留意点

(1) 外国人運転者による交通事故の分析

管内の外国人運転者による物件事故も含めた交通事故の分析を行い、外国人運転者による交通事故の傾向を把握し、それを踏まえた交通安全教育・広報啓発を行うこと。

(2) 外国人交通安全教育指導員^(注)の活用

在留外国人に対しては母国語を使った交通安全教育が有効であるが、多くの都道府県警察において、外国人交通安全教育指導員が採用されていないことから、採用していない都道府県警察においては、今後の採用について積極的に検討すること。また、外国人交通安全教育指導員を採用している都道府県警察においては、運転者への教育も含め更なる活用を検討すること。

注：外国人交通安全教育指導員とは、外国人運転者をはじめとする外国人に対する交通安全教育、外国語による交通安全教育を実施するための教材の作成、外国人からの交通安全についての相談の対応等を業務とし、外国語が堪能で、交通ルールやマナーに関する知識に加え、外国事情にも精通した在日外国人等に委嘱するもの。

別紙

外国人運転者向け広報啓発資料

○ リーフレット

「To all foreigners driving in Japan」

英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語に対応



交通安全御守 (Traffic Safety Rules)

英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応



○ 啓発動画

「ルールを守って Enjoy Japan」

英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語に対応

